

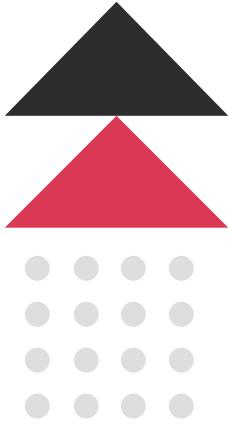


# PwC Thailand Legal Alert

#01/2025

タイにおける新たな従業員福祉基金制度  
のご案内





# タイにおける新たな従業員福祉基金制度のご案内

## 概要

従業員福祉基金(Employee Welfare Fund、以下「EWF」)は、従業員の福利厚生と経済的な安定性を向上するため、タイ政府が導入した福祉基金です。2025年10月1日からの施行が予定されており、10名以上の従業員を雇用している企業に適用されます。同基金は、従業員が退職や死亡した場合に重要な金銭的支援を提供します。

本ニュース・レターでは、EWFの導入によって、拠出金控除、雇用主の費用の分類、および給与計算システムや税務上の義務への潜在的な影響について解説します。また、これらの変更が財務計画やコンプライアンス戦略にどのように影響するのかについて、最新情報を届けします。

## 詳細

**適用開始日:** 2025年10月1日

タイにおける労働者保護の取り組みの一環として、EWFは、従業員の福利厚生と経済的な安定性を強化する大きな転機となります。新たに制定された規則では、10人以上の従業員を雇用している企業を対象に、EWFへの拠出が義務付けられます。EWFは、退職、死亡、およびその他特定の状況において金銭的支援を提供します。

### 要点:

#### 1. 導入と適用範囲:

- EWFは法律に基いて定められています。10人以上の従業員を雇用している企業は、プロビデントファンド制度(Provident Fund、以下「PWD」)または類似の福祉制度に拠出している場合を除き、EWFへ登録することが義務付けられます。従業員がPWDへの加入を希望しない場合、雇用主は従業員をEWFに登録する必要があります。
- 雇用主が福利厚生制度として各従業員に個別の銀行口座を設けて給付金を拠出している場合、EWFへの加入が免除されます。その場合、雇用主はこれらの拠出金を管理し各従業員の口座に適切に入金されていることを保証する責任があります。

#### 2. 拠出金の料率:

- 2025年10月1日から2030年9月30日の期間: 雇用主および従業員の料率は、従業員の賃金の0.25%です。
- 2030年10月1日以降: 料率が0.5%に引き上げられます。

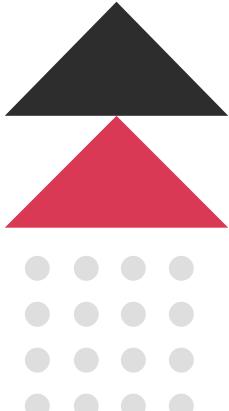
#### 3. 納付と罰則:

- 拠出金は翌月の15日までに納付する必要があります。
- 納付が遅れた場合、または納付額が不足している場合は、月当たり5%のペナルティが課されます。
- EWFの登録メンバーである従業員の名簿リストを期限内に提出しなかった場合、または情報の更新を報告しなかった場合、あるいは労働者保護福祉局に虚偽の情報を提出した雇用主は、6カ月以下の懲役、もしくは10,000バーツ以下の罰金、またはその両方が課されます。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](#) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 149 countries with more than 370,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com](#).



#### 4. 受給基準:

- 従業員は、退職時にEWFから給付金を受給する資格を有します。この手続きを開始するには、従業員自身がEWFの給付申請書を提出する必要があります。
- 従業員が退職、解雇、またはその他の理由で雇用契約が終了した場合、雇用主は変更が生じた月の翌月の15日までに労働者保護福祉局に変更事項届出書を提出する必要があります。
- 福利厚生制度として各従業員に個別の銀行口座を設けることでEWFへの加入が免除されている雇用主の場合、拠出金を預けている銀行口座は従業員に移管され、雇用解除に係る証明書を就業最終日から30日以内に発行する必要があります。当該証明書の使用により、従業員は銀行から拠出金を引き出すことができます。
- 従業員が死亡した場合、指定された受給者が給付金を受け取ります。受給者が指定されていない場合、当該給付金は生存している子供、配偶者、父母の間で均等に分配されます。

#### 5. 税制上の影響:

- 現時点では、EWFへの拠出金に関する税務上の取扱いに関する具体的な法律は存在しませんが、関連する規定および税制措置に関する新たな法改正に備える必要があります。
- PVDに対しては特定の税務上の取扱いが認められていますが、EWFへの拠出については関連規則の更なる明確化が求められます。

#### PwCの見解

- EWFの導入は、これまで加入義務が課されていなかった企業に大きな影響を与えます。雇用主は、EWFの拠出金を給与計算プロセスに組み込むことが必要となり、財務システムの更新や更には法令遵守のために従業員へ研修を行う必要が生じます。本改正による新たな義務に対応するため、企業には慎重な予算編成と財務予測が求められます。
- 現時点では、EWFに関する税務上の取扱いを具体的に定めた法律はありません。PVDに関する税制が控除や税務上の取扱いに影響を与えたように、企業は新たな法律の制定について留意する必要があります。潜在的な影響としては、雇用主と従業員の拠出金に対する税務上の控除や、給与計算システムの調整などが考えられます。企業は、コンプライアンスを遵守し、財務実務を最適化するため、今後の法改正に備えることが推奨されます。



より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**Vunnipa Ruamrangsri  
Sappawit Jansuparerg**

**日本企業部 (Direct Telephone)**

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uzumi@pwc.com](mailto:atsushi.uzumi@pwc.com)

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638)  
[toshikazu.n.nakao@pwc.com](mailto:toshikazu.n.nakao@pwc.com)

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619)  
[shinya.m.muto@pwc.com](mailto:shinya.m.muto@pwc.com)

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830)  
[tatsuhiro.y.yamadori@pwc.com](mailto:tatsuhiro.y.yamadori@pwc.com)

福井 情美 (0 2844 1321)  
[motomi.fukui@pwc.com](mailto:motomi.fukui@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に翻訳がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。